

## 第三者機関が消滅する

(株)日本免震研究センター  
多田 英之

## 耐震設計の歩み

- 1891年 濃尾地震
- 1892年 震災予防協会
- 1916年 佐野利器「家屋耐震構造論」
  - 水平力 = 重力 × 震度K
- 1923年 関東大震災
- 1924年 市街地建築物法に震度規定
  - 震度K=0.1
- 1948年 建築規格3001号
- 1950年 建築基準法

## 耐震設計の諸相

- 耐震設計の各諸相
  - a) 地震動の予測
  - b) 建物の応答の予測
  - c) 骨組の応力の予測
  - d) 部材断面の決定
- 各諸相における解析手法と境界条件の決定
- 性能評価手法(実験による確認)の進化
  - 2000年の基準法改正で削除

## 建築行政と建築学会

- 建築基準法制定時の論議 確認業務
- 工学レベルでの建設省と建築学会の関係
  - 学会指針と法・施行令
    - 「確認」の変質
    - 建築学会構造委員会 総辞職問題
    - 昭和50年建築学会大会 安全率問題
    - 集団規定と単体規定
    - (財)日本建築センターの変質

## 現状の認識不足

- システム設計における現状認識の不足
- 現場主義の欠落
- 人間のモデル化ができていない
- 設計者の責任と権限
  - PFI問題
  - 第三者機関
- 組織の論理
- 法律と技術

## 職業に愛情を

- 建築は関係者の倫理観と見識によって支えられている部分が甚だ多い
- 倫理観(使命感)は職業に対する愛情によって、強固なものとなる。

### 第三者機関が消滅する

(株)日本免震研究センター 多田英之

免震研究から始まった今回の法律に絡む多くの実体験を得た。全ては工学理論と法規制あるいは、法理論との対比において重大な発見があった。

第一に、裁判そのものについて「法律に基づいて判断をする」ということが甚だ狭い領域でしか行われていない感じを受けた。法律を物差しとして使っているか、担当者・当該関係者の裁量によって判断が下されているかどうかの比重を考えたとき、明らかにほとんど当該裁判官、もしくは審査官の裁量によって事が決していると思われる。法律によって事態を処理する能力がもはや希薄になっており、それを補う為の判例及び裁量が優先しているように思われる。極言すれば、裁判所のある分野では法治国家と言えないような実体がかえらる。「日本は法治国家か?」という疑念を持った。

別の角度からみれば、法律に関する設計力が未熟すぎるのではないかと思う。設計力には、論理的・合理的に処理できる問題と、論理の不足によって裁量や決心で手法を決めなければならない領域とが存在する。完全な論理とは未だお目にかかったことがない。言うなれば、どんなことも理屈通りにいく部分と理屈に合わない部分とがあり、その両方を含めて「正義」や「法制」といった立場で判断する。言葉を変えれば「倫理観」、「社会正義という見識」の物差しによって判断するという局面がある。それらの社会的に最も権威ある存在として裁判所は存在すると思っていた。ところが、本件の進行状況、東京高等裁判所の当該裁判長の裁判指揮能力は甚だ未熟であり、教養のない大衆は誤魔化せても、そこそこの教育を受けた正常な自由人にはとうてい容認できない所業であると思う。

このような裁判指揮に終始したことについては、“浮世のしがらみ”や“業界内の悪習”に由来するといった言い訳はあるであろう。しかも、その言い訳がいつの間にか正当な論理構成に組み入れられているような現状はいかんともしがたい。一番許しがたいのは、代理人に裏切られた原告が本人訴訟を行うにあたって、原告意見書を提出させながら、原告意見書の主張のほとんどに全く回答を示さない裁判官の態度は不遜としか言いようがない。権力者のおごりである。日本の民主主義はこの程度かと嘆かざるを得ない。「法に基づいてやってもらいたい」と何度も主張したが、法とは乖離した部分でことが進んだ。

法律を作る能力がどうやら日本から失われたのではないかと思われる。私が建築基準法の改廃の主張に絡み、立法の手順や実体について調べた。結果、感じたことは「法律は代議士によって作られる」ということである。代議士に法律を立案し、その実行を監視し、その効果について評価し改廃を考えるとといった姿勢が全く感じられない。作りっぱなしである。もちろん法律とは時を越え、所を越えても人間社会にとって動かさない物差しであることが望ましい。そうであれば言うことはない。しかし今、現存する法律の中で永遠にその価値を失わない法律はどの位あるだろうか。例えば、特許法という法律に限っても良い。特許法の中で、特許とは何かということ、何をもって特許権を与え、与えた後の手続きなど、具体的な手続きに関して、色々な段階、紛争がある。それに対して手続き上の処理と本質的な特許に値するものは何かといった仕分けが出来ない程、手続きや現状紛争の渦の大きさに特許の本質が霞んでいるといわざるを得ない現状である。ここにも組織の論理を強く感じる。弁理士、弁護士、裁判官全てを含めて組織の論理に侵されていると言わざるを得ない。組織の論理において、組織とはある目的達成の為に集団を組み、その中で仕事を分担し最大の効率・実行力を発揮する。そして、最大の利益を得る。

昭和40年代の組織工学理論(システムエンジニアリング)の概念を今持ち出すわけではないが、組織は癌細胞である。「今、日本は最大の危機にある」ということを、あらゆる角度から多くの識者が論評を行っている。しかし、私に言わせれば簡単明瞭であり、組織は癌細胞を含むということである。癌化した組織は、切除し

なくてはならない。しかし、日本の官僚組織は切除不可能におち入っているようである。

行政改革は、戦後の歴代内閣が唱えている。しかし、ほとんど見るべき成果はなかった。日本が戦後復興してから最大に膨張し拡大したのは官僚組織である。一方、社会主義国家が減びるのは官僚化によってである。なぜ官僚化が悪いかというと、取得情報の開示が行われず、無責任体制であり、結果について責任は負わないからである。もうちょっと言えば、理不尽な強制に対して対抗手段がないということである。

昭和 40 年代の組織論の中で聞いた話。「官僚組織に効率を求めてはならない。本来、官僚組織は非効率である。理由は、不正を許さないからである。」官僚は権力行使の機関である。権力は腐敗しやすい。その為には回り道をし、不自由をしても不正をさせないようにするために、官僚に効率化を求めるなど、幾人かから聞いた。官僚は企業間競争に耐えるような効率性を維持していない。つまり、無責任でいれる。非効率であるが、効率追求はさせてはいけない。権力は腐敗する。こういったことを総合して考えたときに、官営の企業などというのはあり得ない。企業の求める利潤を対象にする官僚企業などというのは、排除すべきである。

私が、民間の営業マンとして官僚組織と渡り合ったときに必ず幹部が言った言葉である。「官僚は非効率であるべきだ。その代わり不正は許さない。理不尽は許さない。」理不尽とは、ルールを守らない、誤魔化すということである。そういったことを地道にやっていると能率は悪くなる。そういうことと重ね合わせて、戦後最も拡大強化され、深く根をはった官僚組織(塀の外にある竹の根が住宅の内部にまで入ってきて床下から畳を突き上げるほどの浸透力を持っている)。私が関係した全ての建設業界(建設業のトップレベル)では、ほとんどの企業に官僚組織の色濃い影を見た。いわゆる天下りである。

最近の事例を言えば、九州では、芸工大と九大とが合併し、独立行政法人になった。そこまでは良かった。しかし、大学の理事会に大量の天下りがあるということについて大学教授の怨嗟の声を聞いている。こういうことは、一般には分からないであろう。しかし、明らかにしておく必要がある。何故なら、権力・金力(=力)は腐敗する。集団は癌化する。こういった原理を長年の実体験で確認しているからである。最も残念なのは、建築界においても天下りの進行及び癌化が激しく、協会・学会までも癌化の進行をとめられない状況にある。今の社会体制で、倫理観を持ち社会正義を貫こうとしたら一匹狼になるしかない体制が幅広く浸透している。

今回、裁判という初体験を通じて感じたことは、もはや日本に第三者機関は存在しないのではないかという危惧である。昔から、建築界は非常に特殊な社会であった。建築設計事務所という(満点とはいえないが)第三者機関として評価できる形が存在した。今も形は存在する。しかし、精神は失われている。企業として経営を維持する為に、企業のあるべき姿、社会正義を守る、建築技術を守り育てる、建築工学を磨き上げるといった倫理観・正義感に燃えた仕事ができる場がなくなりつつある。そのことはもはや第三者機関としての存在意義を失わせるものである。裁判所だけはと思っていたが、やはりそうであった。シーザーの「ブルータスお前もか」という言葉を思い出す。

第三者機関の論理については、我が国独特の論法で捻じ曲げられている。このことについても何度も解説したが、どうしても利害をベースに判断する所に本物の文化は生まれない。本物の人間社会は生まれない。あえて言うが、飛行機も自動車も船も建築も見せ掛けだけ良く、関係者が儲かる商品が跋扈(ばっこ)する時代となった。“悪貨が良貨を駆逐する”という言葉あるが、まさにその通りであり、その“悪貨が良貨を駆逐する”ベースになったのは官僚組織のとんでもない拡大と癌化である。そのことについて、政治家は全くなすすべを知らない。最近の 100 年間の歴史の中で、官僚主導の社会主義体制の国家が崩壊した大きな見本は、ソ連である。しかし、これは我が国のような閉ざされた社会でも結局、官僚社会が行き着くとこまで行き着いて滅びるのは、無責任と利が理に優先するという思考の万延からであろう。これを私は商人社会という。商人というと語弊があるので、悪徳商人と言おう。だんだん、“悪徳商人社会”になっていっている。唯

一、徳川時代や中世と違う所は、世の中が複雑になって見せかけの善人、見せ掛けの正義を装うのが実に上手くなっている(私はそうは思わないが…)。それだけ文化の環境が複雑になった為の実態を見失っている。こう言わざるを得ない。

第三者機関は当該関係者とは、利害について無縁の存在でなくてはならない。主として人間関係・利害関係の二つが無縁でなくてはならない。こういう人たちによって構成されなければ、正常な第三者機関の存在はありえない。このことは、明々白々である。その点について日本は、余りにもお粗末である。それが日本の官僚組織、及び官僚組織の息がかかった者、官僚組織を後生大事に奉るような人間関係を持った人たちがあらゆる業界、あらゆる場所に深く広く浸透している。このような事実にもっと目を向けない限り公正や社会正義を主張できる国にはならないだろう。これは、私に言わせれば“見せ掛け文化”であって、「そろそろ本物志向に戻ってはどうか」と言いたいところである。

どうやって回復するかということを考えてときにやはり情報開示しかないと。重大な欠陥はリーダーの情報不足によるミスジャッジの要素が多い。ミスジャッジを引き起こすような背景は、周囲に渦巻く利害関係である。一番簡単な例を挙げる。代議士は当選する為に民衆に阿る、嘘をつく。昔からの言葉で「嘘は泥棒の始まり」というのがある。今この言葉を日本のあらゆるリーダー達に提供したいと思う。「嘘も方便」という言葉もある。しかし、これはお釈迦様、キリスト、モハメッドなどの偉い人の言葉である。悪徳商人が使う言葉ではない。その辺を間違えてはいけない。「嘘は泥棒の始まり」を肝に銘じることが社会を救うことになる。リーダー達は「嘘も方便」がまかり通って上手くいく社会を狙っているのだろうか。私の言う社会はその人の影響が及ぶ範囲である。「そろそろ、見せ掛け文化から脱却し、本物志向に戻ろうではないか。ブランド志向など止めよう。」と言いたい。

建築界では建築基準法の問題がある。止めるというのは簡単だが、今の官僚機構が抱える癌細胞を手術できる外科医が存在しない。最初、小泉首相に期待はしたが、全然やれていない。そういう人(外科医)がいないので、悪知恵を働かせこの危機を切り抜けるしかない。その為には、建築基準法の最後に「本法によって発生するトラブルについて当局は責任を負わない」との一行を入れるべきである。責任能力がないので、当然のことである。建築基準法を守って建てた家が、地震が来て壊れても国土交通省が弁償するといったことはやっていない。これは災害救助法により出る金とは意味が違う。さらにひどいのは、地震の度ごとに建築基準法の部分を何回も改正している。今回も阪神淡路大震災の影響を受けて改正している。これも、実態を解明することなく国土交通省は責任を負わないということと、在来型で国土交通省の指導する耐震設計法の正当性を詭弁を弄して唱えるに終始しているだけの話である。現在、耐震診断を法制化して補助金を出している。これも癌細胞の一途でしかない。耐震診断を言いたければ科学的、技術的合理性に基づく設計原理に支えられていなければならない。未だ耐震設計法で正解は得られていないと言うことを認識すべきである。問題は、現状がわからないことをわかっていないということである。利益の「利」が理論の「理」に優先する社会というのは、過度の最適化を図るシステムの癌細胞と同じである。求める対象が利益であるか、理解であるかが重要である。まだ目立ってはいないが、今の日本は見せ掛けが進みすぎて本質が失われてきている。

私は 80 歳を過ぎ、現役ではそこそこの業績を挙げたと自認し満足している。にも関わらず、こんなに苛立っているのは、裁判所のみならず、各分野で余りにも癌化が進んでいるとの認識をもったからである。これはもはや私の手に負えないことははっきりと分かった。だから、新しく世に出る好奇心を失わない、人間性を失わない人達が増えることを祈るしかない。

## 工学論理のすすめ

建築基準法に関わるここ数年の運動を通じて最も強い印象を受けたのは、客観的論理構造の哲学が社会的

に意識されていない論争が多いということである。もちろん、哲学論争をここへ持ち込むつもりはない。しかし、工学の社会では少なくとも科学的(自然科学、社会科学、人文科学など)な合理性が必要である。つまり、科学とは、あらゆる現象に含まれる論理構造の抽出とその理解である。したがって、科学的な論理の客観性を維持する物差しとして、必要条件、十分条件という概念がある。これは皆さんよくご存知のことと思う。特に工学の分野で考えると、現実問題の処理とは、その科学的論理の適用についても、適用範囲、境界条件は常に意識されなければならない。限度を超えた論理の適用は、むしろ有害である。こういった観点で、耐震設計と行政による規制、行政の下部機構による間接的強制力を伴った規制力の存在は、工学の基本をふまえた客観的合理性を逸脱する現象がみられる。要するに、建て前と実態とが合わない。実態とは合わない理屈を権力を利用して正当化する。これは建築の社会に限らない。現在、最も「客観的合理性」という言葉が必要なのは国会であると思う。私がこの数年に渡って経験した知財裁判、行政訴訟も客観的合理性に欠けていると思う。(これは、弁護士の選定を誤ったために茶番で終わった)

話は変わるが、現役の頃「自らの責任において裁量権を行使できる職業は、医者・弁護士・建築家」という言葉をよく聞いた。しかし、我が国において、建築家は尊重されないという嘆きを聞くことも多々あった。私もそう思っていたが、それは海外の事情を知るに及んで、日本の特殊事情であると分かった。

前にも述べたが、組織が成長し、複雑化し、肥大化の極に達する。その間の個々の現象は、組織の存在意味を失いかねない程、悪しき自己最適化の形を示している。しかも、その自己最適化の実状を組織体制のあるべき基本的立場であるかのごとき容認と追随によって強化されている。物作り社会、流通の社会、サービスの社会、政治の社会(権力行使)、いずれの社会においても社会的生命力を維持し、発展させるエネルギーは構成員たる個々人の人間性、社会人としての倫理観によって支えられている。

組織は、無責任になりがちである。組織が何かの間違いを犯したとき、罰せられるのは組織ではなく、構成員であることがほとんどである。これが「組織無責任論」である。科学が無価値であるのと同様に、組織に人格はない。手続き上、「法人」という概念を導入して組織の社会的な存在のあり方を規定しているかにみえる。しかし、組織の強大な力にもかかわらず、組織の権力者個人の意識によって組織そのものの内部崩壊を招く事象も多々発生している。行政機構といえども同様である。それらの現象が認識されるのは歴史的時間の変化が必要である。3年、5年、10年と個人の生活に密着した短いスケールでは判別できない。これまで述べてきたのは、私が耐震設計で一生を懸け法律のお粗末さと戦ってきた実体験から湧き出る感懐である。

繰り返し何度も述べてきたのでこの辺で終わりにする。くれぐれも長い目でみて判断してもらいたい。一時の詭弁で処理できない位、うんざりする程の証拠、証人が蓄積されている。日本はもはや一国の内部処理で生き残れない時代になってきている。建築の社会も同じである。

設計事務所が絶滅の危機に瀕している希少動物と同じ運命にある。これは、日本の科学技術に対する社会機構、体制が余りにも論理構造を客観的論理による検証を忘れた仲間意識、情に偏りすぎた問題解決に由来すると思っている。個人と組織の問題は古くて新しい命題である。このような問題を解決する道は、どれだけの人が設計力を身につけ、設計力を持った人が設計の現場をリードできるかどうかにかかっている。これは建築に限らないが、世の中挙げて設計者不在の時代に突入しようとしている。槍玉に挙げれば、政府の「〇〇審議会」、数ある業界団体の諦観と構造の実態、どれをみても設計力の欠如は目を覆うばかりである。これらの全ては、過度に発展した、まだ進行の途中である情報化社会への恐怖として実感している。言い古された言葉だが、「情報不足によるミスジャッジ」この言葉を深く深く掘り下げて考えていただきたい。